

事業所開設に係る事前相談票

作成日 年 月 日

相談者	法人名	所 属	役 職	氏 名	
	所在地	電 話	携 帯 電 話		
今回の相談に係るサービス種別					
開設希望時期					
開設に至った経過					
事業所の強み					
事業所の特色					
今後の事業展開					
地域包括ケア実現に向けて事業所として貢献できること					
地域との関わり					

○ 宇治市が指定を行うサービス種別の事業を開設予定の事業者は、次ページ以降も記載の上、提出してください。

○ 宇治市が指定を行うサービス種別の事業を開設予定の事業者は、以下の項目も記載の上、提出してください。

◎法人の概要など

法人の概要	法人名				
	法人の所在地				
	法人の連絡先	電話		FAX	
	代表者	役職名		氏名	
	法人が行っている介護保険以外の事業				
介護保険事業状況	現在実施している介護保険の事業・指定日		指定年月日		
			指定年月日		
	直近の運営指導日	年 月 日		指導を受けた実績無し	
	指導結果		返還金の有無	有	無
同一敷地内で行う事業 (予定を含む)	介護保険				
	障害者自立支援法				
	介護保険以外				

◎人員の状況

○主な従業者

職 種	氏 名	資 格	実務経験年数
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月

○事務職員を除く従業者の実務経験

従業者の数 (人)	うち実務経験2年以上の者の数 (人)	比 率 (%)

- ※ 実務経験を有する者とは、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所において、常勤の場合おおむね2年以上、非常勤の場合勤務日数がおおむね400日以上の直接処遇の職歴を有する者をいいます。
- ※ 主な従業者については実務経験を有する者に限ります。
- ※ 事務職員を除く従業者の3割以上が実務経験を有する者であることが必要です。
- ※ 管理者は常勤者であることが必要です。
- ※ 従業者は、相談の段階で雇用契約を結んでいる必要はありませんが、指定時には申請書類に記載した従業者が、勤務に従事する必要があります。

◎設備等の状況

事務室の専用面積	m ²		
相談室の設置場所など	建物の	階	m ²
	相談室を共用する事業		
洗面所(手洗い)	箇 所		
ト イ レ	和式		箇 所
	洋式		箇 所
	※ バリアフリーの状況		
浴 室	あ り (個別浴槽	箇 所	一般浴槽 箇 所 特殊浴槽 箇 所) ・ な し

- ※ 事務室の面積は、同一事業所で複数の事業を実施する場合は、今回相談の(相談票に係る)面積を記入してください。
- ※ 相談室は、車いすを使う高齢者に配慮して1階若しくはエレベーターが設置されていることが、原則必要です。
- ※ 相談室は、プライバシーの保護に配慮し、間仕切りなどにより、相談内容などが漏れないように工夫されていることが必要です。

◎建物等の状況

建 物	使用する権原	所 有 権 使用貸借権 賃借権 ()			
		権利の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	建物の概要 (利用予定)	造 階建て			
		利用予定	年 築 、用途(建物申請時の用途): 階建て 階部分 m ²		
		他の階の利用状況			
	建築法規の確認	用途変更の要否			確認した行政庁
		宇治市まちづくり条例			確認した行政庁
消防法の確認	消防署への相談	済 ・ 未 了	相談した消防署		
新築・改修工事を実施する場合の予定期間	着 工	年 月 頃			
	竣 工	年 月 頃			
土 地 (建物を建築する場合のみ)	(使用する権原)	所 有 権 使用貸借権 賃借権 ()			
	権利の期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

- ※ 建物は、相談の段階で貸借、着工している必要はありませんが、指定申請時には貸借・竣工している必要があり、また、指定日(予定)前には引き渡し等を受けている必要があります。
- ※ 建築法規の確認及び消防法の確認は、利用者が使用する建物等の場合に限りです。

◎添付書類

- ☆ 収支予算書兼償還計画書
- ☆ 定款(写し)
- ☆ 運営指導において文書による改善指導を受けている場合は、その通知書及び運営指導改善事項報告書※
- ※ 運営指導により、文書による改善指導を受けた場合に限りです。